

平成 15 年 2 月 17 日

各 位

包括外部監査人 橘 和 良

## 包括外部監査（自動車事業について）の結果の概要について

「平成 14 年度包括外部監査の結果報告書」の概要は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 外部監査の概要

##### (1)外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

##### (2)選定した特定の事件

自動車事業（関連する交通事業基金を含む）の「財務に関する事務の執行」  
自動車事業の「経営に係る事業の管理」

##### (3)外部監査の実施期間

平成 14 年 7 月 11 日より平成 15 年 1 月 30 日まで

なお、監査の実施に先立ち特定の事件選定のための資料収集、各局からのヒアリングを実施しました。また、監査に当たっては補助者 4 名を使用しています。

#### 2. 結果報告書の概要

・他会計負担金、他会計補助金、他会計繰入金（報告書 28 頁～42 頁参照）

地方公営企業法（以下、「地公企法」という。）第 17 条の 2 第 1 項によると、行政的経費、不採算経費以外の経費については原則として当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが必要とされています。自動車事業会計においては、一般会計等から多額の負担金、補助金等を受け入れています。どのような費用を行政的経費あるいは不採算経費であると判断しているのかが明確にされておらず、必ずしもこれらの費用とは考えられないものにつ

いても受け入れを行っているケースが見られました。また、現実に受け入れているこれら負担金、補助金等の積算根拠があいまいとなっているものが存在しました。

平成 12 年度における自動車事業会計の収益のうち約 45%、9,440 百万円が負担金、補助金等神戸市内部（一般会計、特別会計）からの受け入れに係るものとなっていました。神戸市を親会社と仮定して連結ベースにて考えると、これらは内部取引として消去されてしまう、といった状況にあります。

・人件費（報告書 18 頁～27 頁、42 頁～46 頁参照）

人件費の年度別推移分析の結果、人件費は全体としては減少傾向にあるものの、営業費用に占める人件費の割合及び一人当たりの人件費については、顕著な削減効果は見受けられません（民間企業と比較すると効率が悪く、かつ、大都市の公営企業間比較でも、一人当たりの人件費は札幌市について高額となっています）。

退職金について、その算定基礎となる号給を退職時に昇給させ、これによって支給額を増額させているケースが見られました。また、正規の給料表での最高号給を超えて、特例扱いとして支給されている退職者が見られました。

・決算書類及び決算書の表示（報告書 46 頁～49 頁参照）

明瞭性の原則からすると、現行の決算書類につき、附属明細表等の追加及び重要な会計方針及び注記等の開示項目の追加が必要です。

現行の決算書上、建設改良目的又は投資目的の企業債については負債でなく資本金の一分として表示しています。しかしながら、その経済実質に従い、負債の部に表示するほうが望ましいと考えられます。

・発生主義による会計処理（諸引当金を含む）（報告書 49 頁～54 頁参照）

地公企法によると、発生主義に基づいて会計処理すべきものとされています。また、地公企法施行規則別表第 1 号の勘定科目表に退職給与引当金（退職給付引当金）と修繕引当金が明示されています。ところが、この退職給与引当金（退職給付引当金）、修繕引当金が現在計上されていません。平成 14 年 3 月末現在で試算すると、退職給付引当金は 11,570 百万円となります。修繕引当金は平成 13 年 3 月末現在で試算すると、89 百万円となります。

また、上述の地公企法施行規則別表第 1 号の勘定科目表は例示列举と解すべきであり、発生主義の観点からすると賞与引当金、貸倒引当金の計上も必要となります。

・神戸市債及び一時借入金（報告書 55 頁～58 頁参照）

神戸市債のうち特に過年度発行分について、極めて高い利率のものが見受けられますが、金利低減の努力が求められます。また、一時借入金については毎期巨額の年度内残高があり、本来の趣旨と異なり、年度末においてもこれが解消されておらず、実質的に長期借入金化しています。しかも、その残高は増加傾向にあり、憂慮すべき事態となっています。早急に根本的な対応策が必要です。なお、「財政事情」における一時借入金の公表状況も不適當でした。

・固定資産（投資等を含む）（報告書 59 頁～66 頁参照）

旧布引営業所跡地について庁内有償移管を行い、土地売却益を計上しています。この売却益を平成 11 年度～13 年度にかけて分割して毎期 2,197 百万円ずつ計上していますが、本来は土地引渡しの時点で一括して計上するのが妥当な会計処理です。当該土地は現在も更地のままとされており、神戸市全体としては何ら実態が変化していないにもかかわらず、利益計上（実質的に評価益の計上）が行われている結果となっています。

また、固定資産の管理状況についても、実査が行われていない、台帳上に一部不備がみられる、等の問題点がありました。

固定資産（投資等）のうち投資有価証券 110 百万円は神戸航空交通ターミナル(株)に対するものですが、同社は財政状態が著しく悪化しているため、減損処理の検討を行う必要があります。

・減価償却費（報告書 66 頁～68 頁参照）

現状では、固定資産については取得した翌年度から減価償却計算を実施していますが、適正な期間損益計算の見地からは、使用開始月から実施すべきです（地公企法上も「可能」となっています）。

・交通事業基金（報告書 68 頁～71 頁参照）

交通事業の健全な運営に資するため、交通事業基金を積み立てています（平成 13 年度末残高 40,509 百万円）。平成 12 年度末において、「基金明細表」と「基金の積立、処分及び運用状況」表の間に金額の不一致が見られました。

交通事業基金の運用形態として他会計貸付金の占める割合が年々増加し、平成 13 年度においては 70%を超えて 29,242 百万円となっています。このうち、毎期多額の欠損金を計上している自動車事業会計に対するものが 20,200 百万円存在しています。業績の悪い事業会

計等に対する貸付金が、果たして「最も確実かつ有利」な運用方法であるかどうかは疑問です。

・委託契約等（報告書 72 頁～77 頁参照）

交通局の関連団体として、(社)神戸市交通局公済会（以下、公済会という。）、神戸交通振興(株)（以下、交通振興という）等が存在します。交通局ではこの関連団体に対して種々の業務委託を行っていますが、これらは全て「随意契約」により、かつ「継続的」に行われています。しかし契約に際し、他の民間業者からの見積書等を入手しての比較検討等は行われていません。比較検討し、「随意契約」かつ「継続的」に行われている合理性を立証しておく必要があります。

・料金収入等（報告書 77 頁～79 頁参照）

交通局の中央営業所と公済会における乗車料金、定期券等の収入事務及びカード等の在庫管理事務について検討しました。この結果、カード類の廃棄処理等の事務手続に一部不備な点が見られました。

・経営健全化計画（報告書 79 頁～92 頁参照）

平成 11 年 4 月に、平成 10 年度～13 年度を対象とした経営健全化計画が策定されました。これは、平成 13 年度における単年度収支均衡を目標としたものです。

この計画終了時点である平成 13 年度末において、経営健全化計画策定時に意図していた財政効果額 16,302 百万円を 1,214 百万円上回る 17,516 百万円の財政効果が得られたとされています。しかし実際の決算上は、同じ期間の中期財政見込みに比べて累積欠損金は逆に 1,051 百万円増加しています。すなわち財政状態は悪化しており、結局のところ計画は未達成に終わっています。このギャップの要因としては様々なものが考えられますが、中期財政見込みの「前提条件」（例えば乗客数見込み）が現実的でなかったこと、経営健全化計画における累積効果に関する「仮定条件」の考え方が必ずしも妥当でなかったこと、等が挙げられます。

経営健全化計画の目標とされていた平成 13 年度における単年度収支均衡は、土地売却益といった非経常的な要因を織込んだ上での計画でした。本来、単年度収支均衡は、経常損益段階で実現させることを目標とすべきです。

また、現在、「平成 14 年度～18 年度」の経営計画を策定中とのことですが、これに関する留意点を述べています。

- (1) まず、巨額の累積欠損金（平成 13 年度末現在 219 億円）を抱かえ、多額の債務超過となっている公営企業体の現状を直視し、労使双方とも、「危機意識」を持つ必要があること。
- (2) 「今後より一層、公営交通事業の経営環境は悪化する。」との現実を見据えた上で、あくまで実現可能な計画を策定する必要があること。
- (3) 策定された計画は、労使双方の全力傾注により、必ず達成される必要があること。前回計画のように未達成が許される状況ではないこと。
- (4) 上述の考え方を前提に、具体的には以下の点を再検討する必要があること。

独立採算を堅持し、少なくとも単年度ベースで損益（経常損益段階）ゼロを指向する。

営業費用の 70%を超える最大費目の人件費問題に重点的な対応策が必要である。

過大債務（及び支払利息）減少策が必要である。
- (5) 特に人件費については、他の大都市で既に実施済である「給与カット」、「手当の見直し及び廃止」、更には、「給料表自体の見直し」等を参考に、根本的かつ画期的な対応策を案出する必要があること。

（ 印は報告書中に意見として別記した部分です。 ）

以 上